

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

（相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条 省 略

2516 省 略

17 特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例によりあらかじめ税務署長に届け出て行う同令第五条第一項の定めるところにより当該事項を送信する方法又は当該事項を記録した光ディスク若しくは磁気ディスクを提出する方法をいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇七 省 略

18・19 省 略

（株主等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の二 省 略

2515 省 略

16 特例届出書を提出した外国法人に対し株主等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇七 省 略

改正前

（相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条 同 上

2516 同 上

17 特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇七 同 上

18・19 同 上

（株主等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の二 同 上

2515 同 上

16 特例届出書を提出した外国法人に対し株主等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇七 同 上

17・18 省略

(相手国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の三 省略

25 省略

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17・18 省略

(第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の四 省略

25 省略

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17・18 省略

(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の五 省略

25 省略

17 特例届出書を提出した居住者又は内国法人に対し特定上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人の各人別に、次に

17・18 同上

(相手国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の三 同上

25 同上

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17・18 同上

(第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の四 同上

25 同上

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17・18 同上

(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の五 同上

25 同上

17 特例届出書を提出した居住者又は内国法人に対し特定上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人の各人別に、次に

掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に特定上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇八 省 略

18・19 省 略

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の二 相手国居住者等は、その有する国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得（同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得（同法第三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下第九条の五まで、第九条の十及び第九条の十一において同じ。）のうち、所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百十二条の十の規定の適用を受けるもの（以下この条において「申告対象国内源泉所得」という。）に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定（特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の九までにおいて「特定規定」という。）に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合に限る。）の規定による申告書を含む。以下第九条の四までにおいて「所得税確定申告書」という。）又は事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。）の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの（以下第九条の四までにおいて「法人税中間申告書」という。）若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下第九条の四までにおいて「法人税確定申告書」という。）に、第一号から

掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に特定上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇八 同 上

18・19 同 上

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の二 相手国居住者等は、その有する国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得（同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得（同法第三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下第九条の五まで、第九条の十及び第九条の十一において同じ。）のうち、所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百十二条の十の規定の適用を受けるもの（以下この条において「申告対象国内源泉所得」という。）に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定（特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の九までにおいて「特定規定」という。）に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合に限る。）の規定による申告書を含む。以下第九条の四までにおいて「所得税確定申告書」という。）又は事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。）の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの（以下第九条の四までにおいて「法人税中間申告書」という。）若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下第九条の四までにおいて「法人税確定申告書」という。）に、第一号から

第九号までに掲げる事項を記載した届出書（第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限り。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一〇十一 省略

2510 省略

（所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例）

第十四条の二 省略

255 省略

6 第三項又は第四項に規定する添付書類に記載されている事項（第九項第二号イ②において「第三者作成添付書類記載事項」という。）を電磁的方法により提供する場合におけるその提供に関するファイル形式については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項（同条第三項第二号に掲げる方法に係る部分に限る。）の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式とする。

759 省略

附則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第九条の第二項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（相手国居住者等配当等その他の配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

2 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「新規則」という。）第二条第十七項、第二条の二第十六項、第二条の三第十六項、第二条の四第十六項及び第二条の五第十七項の規定は、この省令の施行の日以後に提供する新規則第二条第十七項各号、第二条の二第十六項各号、第二条の三第十六項各号、第二条の四第十六項各号又は第二条の五第十七項各号に掲げる事項について適用し、同日前に提供した改正前の租税条約等

第九号までに掲げる事項を記載した届出書（第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限り。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一〇十一 同上

2510 同上

（所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例）

第十四条の二 同上

255 同上

6 第三項又は第四項に規定する添付書類に記載されている事項（第九項第二号イ②において「第三者作成添付書類記載事項」という。）を電磁的方法により提供する場合におけるその提供に関するファイル形式については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項（同条第三項第二号に掲げる方法に係る部分に限る。）の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式とする。

759 同上

の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第二十条第十七項各号、第二十条の二第十六項各号、第二十条の三第十六項各号、第二十条の四第十六項各号又は第二十条の五第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。
